

議員全員協議会会議録

平成30年8月31日

宮古市議会

平成30年8月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(8月31日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
協議事項(1)	6
協議事項(2)	7
協議事項(3)	7
協議事項(4)	15
閉 会	17

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

平成30年8月31日（金曜日） 午前10時00分

場 所

議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）宮古市復興交付金事業計画について

〔協議事項〕

（１） 宮古市議会傍聴規則の一部改正について

（２） 新庁舎における議場の運用及び議会運営についての了解事項の一部改正について

（３） 市長の専決処分事項の指定に関する議決の変更について

（４） その他

出席議員（２２名）

１番 白 石 雅 一 君
３番 西 村 昭 二 君
５番 小 島 直 也 君
７番 熊 坂 伸 子 君
９番 橋 本 久 夫 君
１１番 佐々木 重 勝 君
１３番 坂 本 悦 夫 君
１５番 竹 花 邦 彦 君
１７番 松 本 尚 美 君
１９番 藤 原 光 昭 君
２１番 工 藤 小 百 合 君

２番 木 村 誠 君
４番 畠 山 茂 君
６番 鳥 居 晋 君
８番 佐々木 清 明 君
１０番 伊 藤 清 君
１２番 高 橋 秀 正 君
１４番 長 門 孝 則 君
１６番 落 合 久 三 君
１８番 加 藤 俊 郎 君
２０番 田 中 尚 君
２２番 古 舘 章 秀 君

欠席議員

なし

説明のための出席者

説明事項（１）

企 画 部 長 松 下 寛 君
復 興 推 進 課 北 舘 克 彦 君
復 興 推 進 係 長

復 興 推 進 課 長 岩 間 健 君
復 興 推 進 課 内 舘 祐 輔 君
復 興 推 進 係 主 任

議会事務局出席者

事 務 局 長 菊 地 俊 二
主 査 高 村 学

次 長 松 橋 かおる
主 査 前 川 克 寿

開 会

午前10時00分 開会

○議長（古舘章秀君） おはようございます。ただいまから、会議を議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は22名でございます。会議は成立しております。

○

説明事項（１） 宮古市復興交付金事業計画について

○議長（古舘章秀君） それでは次第に従いまして会議を進めてまいります。説明事項の1.宮古市復興交付金事業計画について説明をお願いします。

松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） おはようございます。それでは宮古市復興交付金事業計画についてご説明いたします。

第21回復興交付金事業計画につきましては、平成30年5月10日に復興庁に申請をいたしまして、6月27日付けで採択されました。本日は、その内容について御説明いたします。第21回申請の対象につきましては、継続事業が1事業、新規事業2事業の合計3事業でございます。4億1,594万2,000円が採択されたところでございます。事業内容等の詳細につきましては、復興推進課長からご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） おはようございます。宮古市復興交付金事業計画第21回、事業の採択状況等についてご説明させていただきます。なお、資料の方に沿ってのご説明ということで着座にて説明することについてお許しいただきたいと思っております。

それでは、資料の最初に2ページをお開きください。A3横長になってございます。タイトルのほうは宮古市復興交付金事業計画総括表でございます。各申請回においてこのような表で全体像、皆様方にはご報告しているところでございます。今回第21回申請ということで、上の表の右上のところに記載がございます。米印で既配分額から流用のため配分なしというふうな記載です。これは既に認められています交付金の中から流用執行可能ということで改めて復興庁等から、お金をちょうだいするものではございません。なお、交付の合計額については、そこの下の合計のところをごらんいただきますが、対象事業費、840億2,970万2,000円。これに対する交付金交付額ということで、671億5,670万8000円っていうのが今のところ計画全体となっております。これは、宮古市において宮古市が実施する交付金事業でございます。このほかに宮古市において県が実施する交付金という事業がございまして、3月末現在ですと情報によりますと県が施工してくださっている部分が265億円超ということでお聞きしておりますので、宮古市においては、合わせまして937億円弱の事業が登録されているということで記載ございませんが参考までにご説明させていただきました。

次にその下の表をご覧ください。（A）というところが1番左にございますが、これは交付金事業計画上の全体事業費になっております。862億6,785万7,000円とございます。

次は（B）は飛びます。今回、既配分額からの流用ということでこの記載はございません。

（C）復興交付金事業計画交付可能額合計という欄の1番下の宮古市事業計をご覧ください。交付対象事業費、これは10割相当というふうに捉えていただきたいと思います。840億2,970万2,000円となっております。これに対して交付金額は、③の交付金額の1番下をご覧くださいと671億5,670万8,000円。これが先ほど右上の表3上の表の右側の合計でご説明した数字と突合していただければと思います。

次に（D）復興交付金事業の状況を7月末現在でまとめた数字がこちらになります。④⑤⑥とございます。④は執行済み事業費、10割相当ということでお願いいたします。695億7,281万1,000円です。次⑤未執行事業費、こちらは今後執行が、見込みが既に予定されている金額でございまして、事業費ベースで116億4,410万2,000円です。⑥の執行残見込み事業費というのが、事業完了等で残見込みとなる事業費相当額で27億6,810万9,000円となっております。そしてEのところですね。未交付事業費という欄がございます。合計額だけ申しますが、22億8,283万4,000円でございます。これは今後、復興交付金の申請を予定しているという事業費になります。表の見方がなかわかりづらいと思われましたので、改めてご説明をさせていただきました。

事業数で申しまして102事業、継続事業34ございます。完了、廃止等が68事業ございます。このような表での、まず全体像の把握の方をお願いしたいと思います。

それでは、1ページにお戻りください。第21回復興交付金事業計画の採択事業についてご説明いたします。今回は、いずれも平成30年度事業費として申請したものです。先ほど部長からも説明ありましたが、基幹事業1事業、効果促進事業2事業の合計3事業となっております。

表のNo.1、基幹事業の鉾ヶ崎光岸地地区都市再生区画整理事業については、継続事業で地中の既設構造物の撤去等に係る追加の工事費用ということで1億5,100万円が事業として認められました。こちらに交付率0.75。4分の3を掛けますと、実際の交付金額は1億1,325万円ということで見込んでおります。こちらは工事費ということで配分をいただきます。

次にNo.2、宮古市魚市場既設棟改修事業ということで水産課の所管になりますけれども、こちらについては既に増設をした棟の方の機能を既設の棟にも拡充をして、市場一体とした品質とか衛生管理の部分の高度化を図ろうというもので、改修工事費、工事管理費についての事業費を認められたものでございます。既設の部分は平成7年に竣工した建物でかなり老朽化が進んでいるということで要望を上げた結果認められたものでございます。総事業費で2億6,094万2000円。これに交付率0.8。8割を掛けますと2億875万3000円の交付額を見込んで採択されたものでございます。

最後にNo.3、野外活動交流促進施設津波避難路整備事業。こちらは危機管理課所管でございます。こちらは姉吉キャンプ場。こちらは平成28年4月から復旧し再開をしております、デイキャンプ場として利用数が、利用者の方が増えているという状況がございます。こちらのキャンプ場から最寄りの高台に一時避難するというところで避難路を設けるということで、要望上げたところ、まず先行して設計費400万円を認めていただきました。交付割合は交付率が0.8ということで320万の交付金額となります。今後は設計を踏まえまして、工事費、現段階での見込みですけど2,000万円ほどの事業で整備を進めたいということで進めておるところでございます。なお、こちらの事業については、それぞれ9月補正予算に計上させていただいて事業の実施を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

こちらについては既配分額を充当するというところで、参考までに3ページ、4ページ、5ページということで、A3版の資料をお付けしております。非常に文字が小さくて分かりにくいのですが、1カ所だけ説明をさせていただきます。3ページをお開きください。3ページの上から農林水産省計の下の1、2、3、4と事業番号がございますが、8番をご覧ください。野外活動交流促進施設津波避難路整備事業。姉吉キャンプ場の避難路ということで、先ほどご説明した事業でございますが、こちらについては、そこを横に辿っていただきますと、真ん中のあたりに米印で既配分額から流用ため配分なしということで書いてございます。さらに右のほうに移っていただきまして、事業間流用という項目のところに数字が記載ございます。事業間流用という項目に事業費

ベース400万円。交付金ベース320万円でございます。こちらについては、この行の上の方の2番の事業。観光客誘客促進事業というところに上に上がっていただいて、同じように事業間流用のところをご覧くださいますと、マイナスの400万円。マイナス320万円ということで既に完了した事業からの流用という意味合いはこのような、調整をさせていただいているところでございます。ただ、今ご説明したのは非常に分かりやすいところだけご説明いたしました。場合によっては今回の9月期の事業については、複数の事業からの流用をさせていただいてますので、表の方が複雑になっておりますが、これについては復興庁の方にも確認をしていただいて、お認めいただいたということで、報告についてはこの一例のみとさせていただきます。後ほどこの3、4、5ページについては、ご覧いただきたいというふうに思っております。

以上で資料に基づく説明は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

田中議員。

○20番（田中 尚君） はい、岩間課長からは大変丁寧な説明をいただいたところでありますが、それでちょっと確認も含めて質問させていただきます。それは2ページの交付金事業計画状況の中のDの中の⑥、執行残見込事業費となっておりますが、これはどういうふうに考えているのか。例えばですね、これは全額交付金ではないよねっていう理解をするんですが、つまりもう既に宮古市がいただいている交付金の残額を意味するのか。あるいは、市の負担も含めた事業全体のいわば残高なのか。私はこの字からするとですね。交付金の返還が生じる残かなと思っているんですが、そこを確認のため伺います。

○議長（古舘章秀君） 岩間課長。

○復興推進課長（岩間 健君） はい。ただいまのご質問にお答えいたします。こちらの4、5、6番の事業の数字の記載につきましては、事業費ということで10割相当になっておりますので、これが生の交付金額でございません。これに0.8ですとか0.75という補助率等を、交付率をかけて、実際に交付いただく金額になります。こちらの執行残見込事業費は、完了した事業の残ですとか廃止事業になったものについて積み上げたものでございまして、省庁ごとに整理されたものでございます。参考までに農水事業についてはほぼほぼ事業の方も、進捗が進められているところでございます。27億6,810万9,000円というのは10割相当の総事業費ということで、翻れば0.2または0.25について市の負担という部分も含まれている考え方でございます。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） 今の説明を踏まえてですね。そうしますと、執行残の見込事業費ですから、これは最終的に執行された場合に、執行残がなおそれでも生じる可能性があるわけですね。つまり請負率の関係とか、実際事業発注した段階ですね、一定の残高が出るだろうと。そういうふうに考えるんですが、そうした場合に、あらあらで交付金の返還が見込まれる金額は、どのように受けとめているのか。その予測が可能かどうかについて伺います。

○議長（古舘章秀君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） はい。お答えいたします。まず、1番分かりやすいところから。国交省分でございますが、家賃低廉化とかですね、そういう事業がこれからもずっと続きますので国交省分については使わせていただくというふうな考えを持っております。例えば、先ほどちょっとお話しさせていただきました農水部分については、ほぼ見込みがついたのかなということで考えておりますが、執行の漏れがないように各担当部課には確認を都度させていただいております。それについて、実は昨年度あたりから国の方から、復興庁という

よりも所管する四つの省庁から、これからの事業執行見込みですとか残見込みという調査が入り始めております。場合によりましては、しっかりと、ここ平成32年までの事業も見極めをしながら、一部返還というのも求められることもあるのかなということで、ほかの自治体とも話をしているところでございます。以上でございます。

○議長（古舘章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） 1ページの、規の申請で、宮古魚市場の既設棟の改修に関わるので、ここの事業の中身をもうちよっと分かる範囲で教えてほしいのは、増設棟側の機能を既設棟側に拡充していく、一体化していくっていうふうに書いてあるんですが、具体的には、ソフト面のことを言っているのかな。入札に関するあれこれ新しくなっている。それもちよっと違うかなとかっていうか、ちよっとあれなんで、主な内容を教えてください。

○議長（古舘章秀君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） はい。お答えいたします。所管は水産課でございまして、私の方に詳しい資料がございませんが、手元にある範囲でお答えさせていただきます。新しくなったところと既設の平成7年竣工の魚市場との部分で大きな違いは品質衛生管理の部分。特にですね改修工事の内容として、主なものが海水の配管ですとか、海水の給水設備、あとはタイヤの洗浄設備という項目もございますが、活魚の水槽ですとか、防鳥ネット、鳥が入ってくるということで防鳥ネット等々あとは様々なそういうものを新設の方に合わせた設備として改修工事をしたいというふうに聞いております。詳しい積み上げですとか、具体の現場的な部分について、ちよっと私の方から説明が至らないと思いますが、それについては補正の方の予算の中での対応とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） そうすると、もう大分、既設棟は平成7年ですから大分経っているんで、要するに老朽化している。先ほどあったようなものを、国庫交付金を使って一体のものとしてちゃんと整備しようということだということね。分かりました。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。なければ、この件はこれで終わります。

説明には退席願います。

〔説明員退席〕

○

協議事項（１） 宮古市議会傍聴規則の一部改正について

○議長（古舘章秀君） 次に、協議事項の１。宮古市議会傍聴規則の一部改正についてを、議会運営委員会委員長より説明願います。橋本委員長。

○9番（橋本久夫君） おはようございます。それでは、10月1日から新庁舎となることから、規則の改正や議会の運営方法について、議会運営委員会で協議しておりましたので、その内容についてご説明をいたします。それでは、最初の（１）宮古市議会傍聴規則の一部改正について説明いたしますので、資料のNo.1をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、議場が新たになることから、その座席数にあわせて規則を改正するものがあります。新たな議場では一般席が53席。車椅子2台。報道関係者6席となります。定員は合計で61名となるものでございます。これが一部改正についてでございます。以上で説明を終わります。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ないようですので、この件はこれで終わります。

○

協議事項（２） 新庁舎における議長の運用及び議会運営についての了解事項の一部変更について

○議長（古舘章秀君） 次に協議事項の２。新庁舎における議長の運用及び議会運営についての了解事項の一部変更についてを、議会運営委員会委員長より説明願います。

橋本議会運営委員会委員長。

○９番（橋本久夫君） それでは、（２）の新庁舎における議場の運用及び議会運営についての了解事項の一部改正についてでございます。

それは資料の№２の２ページをご覧くださいと思います。議場の図面になっております。新たな議場では、議長席前に演壇はなく、議員側、市当局にそれぞれ発言台が設置される対面式議場となります。このことから発言台の運用方法について定めようとするものであります。まず、議員席前に設置されるものを発言台１。市当局側に設置されるものを発言台２と定義いたします。議員の発言に係る取り扱いとして一般質問の一問目につきましては、発言台１において市当局に向かって質問をいたします。再質問については自席で行います。なお、市長の答弁書であります。従来は演題で配布しておりましたが、発言台１で質問している間に自席に配布されることになります。一般質問に係る関連質問、議案等に係る質疑なども自席で行います。発議案や意見書等の提案説明、委員長報告、討論については、発言台２において議員に向かい発言をいたします。

市当局においては、一般質問の一問目に対する答弁は発言台２において議員に向かって行います。また、議案の提案説明についても同様に発言台２で行います。一般質問の再質問や関連質問、議案等の質疑に対する答弁については自席で行います。

以上のような運用として市当局とも協議しております。この内容をまとめたものが、資料№２の１ページとなっております。このように対面式議場の運用について要綱で定めることから、議会運営についての了解事項について、３ページのように改めるものであります。議席番号及び選挙の投票についても併せて改めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ないようですので、この件はこれで終わります。

○

協議事項（３） 市長の専決処分事項の指定に関する議決の変更について

○議長（古舘章秀君） 次に、協議事項の３。市長の専決処分事項の指定に関する議決の変更についてを、議会運営委員会委員長より説明願います。

橋本議会運営委員会委員長。

○９番（橋本久夫君） それでは、（３）市長の専決処分事項の指定に関する議決の変更についてをご説明いたします。

それでは資料の№３の３ページ、４ページをご覧くださいと思います。市長の専決処分事項の指定につきましては、昨年通年議会導入と併せて協議され、平成29年10月11日の議員全員協議会で内容が確認されていたものであります。３ページの１。及び２の（１）から（３）の部分であります。この市長の専決処分事項の指定については議決時点から効力が発生することから、通年議会導入後に時期を見て行うこととしておりました。

今回、9月定例会議で委員会発議として提出準備を行っていたところ、市当局より、太字部分の追加を打診されました。1点目は、2の(2)の選挙費に関する部分で、債務負担行為を加えるものであります。これは解散等による選挙が年度をまたぐ場合、ポスター掲示板設置委託等の契約の際に債務負担行為が必要になることから、明記するものであります。2点目は、(2)の3の災害及び突発的な事故により応急に必要な経費に除雪経費を加えるものであります。予期せぬ大雪があった際に、予算不足で除雪の委託ができないといった事態が生じないように、除雪経費を明記するものであります。以上2点につきましては、昨年の全員委員協議会で確認されていた事項に債務負担行為や、除雪経費を改めて明記するものと決定したものであります。

2の(4)の災害見舞金の部分は新たに要望された項目となります。災害見舞金は災害救助法の適用の有無、姉妹都市職員派遣自治体など内規の基準によって支給されます。被災地域が7月豪雨による災害のように広範囲に及んだ場合、災害救助法適用の決定日が地域ごとに異なることになります。補正予算で対応する場合、臨時会議の開催後に、災害見舞金支給対象の自治体に災害救助法が適用された場合には再度臨時会議を開くことにもなります。災害見舞金の迅速な支給のため、専決処分事項に追加願いたいという内容になります。議会運営委員会での協議の中では通年議会導入の目的に、市長の専決事項を減らすこと。弾力的な会議の開催がある。そのこととの関係はどうなるのかなどといった意見もありました。協議の結果、災害見舞金についても災害に関する事項であり、適切な時期に支給する必要があること。また、内規により支給基準があることから、市が独自の判断をする余地がないものと判断し、追加することに決定をいたしました。以上、説明といたします。皆様方の御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば挙手願います。

田中議員。

○20番（田中 尚君） 議運でも一定程度、議論があったようでありますけれども。問題は通年議会の、あるいは通年会期の目指したものはですね、政策的な部分での議会との協議。こういうものをしっかりとやる。予算をしっかりと組み立てるべきだという部分がやっぱり念頭にあったというふうに私は理解をしております。従って、議会運営委員会の協議の中でも、今お話のありました、災害の見舞金をいくら計上するのがいいのか。あるいは除雪費につきましてもですね、毎年度その年度の過年度の実績を見ながら、概算で予算を計上しております。そういうことでいずれも政策的な、やっぱり余地が残るやつについては、市長の専決からやっぱり外するのが本来の姿だろうと私はそのように理解しておりますし、そのために、いわば、いつでも会議が開けるということから考えましてですね、今回、議運の方でも一定議論したけれども、先ほどの見舞金の話になりますと、規定があるという議運の委員長の説明でございました。ちょっと詳しく伺いますが、それはどういう規定ですかね。例えば災害の規模に応じて宮古市が被災した自治体に支給するのは、200万円にすると具体的な金額の規定があるのかどうなのか、そこを伺います。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員会委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。今のご質問でございますけれども、災害見舞金等に関しましてはですね。何だ、昨年のですね。29年8月に定められております。それで災害救助法適用であれば、姉妹都市等に関しては200万円以内と決まっております。災害救助法適用外については100万円以内という基準が示されております。そういうものの判断の中から職員派遣市町村それから地域間交流のあるものと、いろいろなんているのは関連性がさまざまあるんですが。それによっての一応災害見舞金基準額が決められておまして、そのことが根拠として決められて額があるので、これは認めてもいいのではないかっていうことの、議論ということになります。

す。

○議長（古舘章秀君） 田中議員。

○20番（田中 尚君） ある意味、今西日本豪雨災害が生じておりますけれども。この災害はこれから全国のあちこちで起きると。そういう時は私は迎えているというふうに考えます。また、宮古市に改めて同じような災害がいずれ100年サイクルではなくて、近いうちにまた来るかもしれない。そういった意味では日常的にやっぱり災害に向き合う。そういうふうな、やっぱり対応がですね、求められていると私は思っているんですよ。そういうときに、我々がお金だけ出していいのかという思いが一方であります。従いまして私は政策的な議論の余地がやっぱり必要であるし、そういう規定は規定に基づいて予算計上するにしてもですよ。例えば支援を受けています宮古市も。全国の自治体から。宮古が支援可能かどうか別にしても、やはりそういったことも本来は場合によつたらば、宮古との関わりのあるところの自治体についてはですね。そういうふうな部分も規定の枠外で、予算を組んで、やっぱり、しっかり災害対応した方がいいということもですね。もしかしたらあり得るのかな。全部ではないですよ。例えば姉妹都市だとか、そういう部分のいわば予算計上は今の規定からいくと多分出てこない。そういうふうに思います。従いまして、通年議会の意図するところは、確かに緊急的なもの、あるいは政策的な議論の余地がないもの。それについては、速やかな事務の執行を期待する意味でですね。市長に地方自治法の規定に基づいてあらかじめ委任するっていうことについては文句ないわけではありますが。ちょっとそういった部分がね。残るのかなっていう危惧が若干あることだけ申し上げます。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 専決処分を増やすということなんですけれども。この専決処分そのものが、どういう流れの中で進んできたかっていうことをですね。やはり限りなく皆さんが共有する必要があると思うんですね。私もちょっと勉強不足でしたけれども。流れを全て把握、まだ理解をしておりますけれども。

この地方分権の流れの中で、法96条。要するに議決事項といいますかね。そういった部分は拡大してきているわけですね。限りなく首長の判断での処分というのはですね、減らしていこうという流れの中に。そして、一方で180条ですか。今回の議会の委任による専決処分。それから、179条の専決処分がもともと長に認められているっていう部分ですね。議会が成立しないとかっていう条件付きですけども。

だから、180条についてはさっき言いましたように、議会の委任による専決処分。これは軽易な事項というのが前提になっていますね。そうすると、今回通年議会を導入するに当たってですね。私はやっぱり限りなく今、地方分権の流れの中であって、この民主主義の根幹であるこの議会ですね、権限を拡大していく。こういった流れをやはりもっと研究、情報共有する必要があるんじゃないのかな。

だから、まだ通年議会ね。来年度からでしょうけれども、実質的にはね。そうすると、もうちょっとこう研究、情報共有をですね、したうえで全体をどうするかということですね、やはり私は、一定期間を設けてやるべきだと思うんです。ですから、プラスアルファだけではなくてですよ。トータル的に議会の委任による専決処分を、どこまでどうするのかというものをですね。改めて私は共有していかないとですね。皆さん、市民の方々に、私もそうなんですけども、説明責任を果たせるかということですよ。説明責任を果たせる方が今100パーセント近いんであれば、私はこの場で議論してもいいと思うんですけども、そうでない。議運の中でもどこかで議論されているのかっていうものもですね。私は見えない部分があると思うんです。

どうでしょう。議運の委員長。個人的に申し上げる部分ではなくて、全体に、皆さんにちょっと問いかけをしたいなというふうに思うんですが。議長。どうでしょう。ごめんなさい。通年議会は、今入っていますけども。

いずれ専決処分は通年議会導入の時にですね、一部でしか議論をしてこなかったと思うんですね。ですから、ちょっとくどいようですが、一方で権限を拡大するっていう議決のですね。拡大するという流れの中でやはり効率的な執行という部分もですね、一方で問われてきているっていうのも事実だと思うんです。ですから、それと、トータル的にですね。やはりもっと研究、情報共有する必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですが。提案なんですけども。そういう一定期間を持っていたきたい。取っていただきたい。提案です。いかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） ただいま松本議員から提案がありました。議会運営委員長。この件については。

○9番（橋本久夫君） これについては後ほど。今日のやつじゃなきゃ。専決事項の考え方についてですね。協議していくっていうことの議題でございますよね。考え方。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 考え方っていうのが一部あるんでしょうけれども。今まで。さっき言いましたように、地方分権ということで、やっぱり普通公共団体とか地方公共団体。これはやっぱり長っていう権限が非常に大きいものがある。では、一方で議会をどうするか。チェック機能含めてですね。監視機能ですね。そういった部分をやはり、しっかりと果たすためには、議決事件っていういますか、項目を拡大してきてる流れです。

そして一方でやはり国が判断するとかね。県が判断するとか、そういった公共団体、自治体のですね。長が独断で決める。それだけの判断で決めるっていうこともできないのはですね。専決処分するようになっていう流れの中でもあるんです。また、加えてさっき言ったように、執行をですね。速やかに執行することがですね。望ましい部分については、委任によって専決処分は認めてもいいんじゃないかという流れもあるっていうことですね。ですからトータル的にこの専決処分をどうするかっていうのをですね。皆さんが情報共有をしていった中で、決めていっていいんじゃないのかなと。このプラスアルファだけではなくてですよ。そこの提案です。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。まず、おっしゃることはよくわかりました。今回のやつは災害時に対する速やかな場合の案件として出させてもらったものですが、今松本委員がおっしゃったような政策的なものを、さまざまなものに関しての専決事項として話があればそれはもちろん、協議の中で皆さんと情報共有していくことは当然だとは思って、個人的な考えとしてはそうは思っております。ですので、そういう問題提起があれば、それは議運の中でもお話ししながら、皆さんにお諮りしていく流れになるのかなと思いますが。そういう方向で、そういう政策的なものが出た場合の専決処分に関しては、やはり議論をしていかなければならないのかなとは思いますが。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 滋賀県のある市だったと思うんですが。議会を招集しないでですね、限りなく長が専決処分していく。また、ほかの自治体での例としますとね。例えば上限金額を設けてもですね。刻んでですね。刻んで専決処分していくと。そうすると結果としては、10倍以上になるとかですね。まあ処分に関してもそうですし、買い取りについてもそうなんです。そういった例もあるということですね。だから、それをやはりあつてはならないということで、この議決案件といいますか、事項っていうものを拡大してきている。強化してきているっていう流れにもあると思うんです。ですから、その政策的であるかないかとかっていうのは、もちろんポイントの一つにあるんですけども。限りなく私も180条、179条なりですね。96条もそうですけれども、180条等々ですね。理解しているのかどうかっていうのはですね。私はちょっと、本当に皆さん、市民に聞かれたときに説

明できるかっていうことですね。

今回、恐らく最終日の提案になるのかなというふうに思われるんですけども。この間でも結構ですけども。また、皆さんのタイトなスケジュールの中でどうできるかというのがありますけれども。そういった情報共有なり流れの共有する期間を一定期間とっていく必要が私はあるんじゃないかなというふうに思うんで今提案しております。除雪費なんかに関してもね、緊急時云々とありますけれども、緊急時に議会がどう対応するのか。そういった部分も合わせ技でやって。集まらないのか。会議を開けないのか。そういった部分も出てくるわけですよ。債務負担の部分についてもちょっと心配な面もあるんですけども。ただこれは市議会の解散とかっていうのが前提だっていうふうには聞いているんで。それはそれでやむを得ないな。1項目、2項目についてもですね、これは宮古市においては市長が判断するものではないっていうことで理解はするんですけども。だから全体をどうするかっていうのをね。やはりこの際、皆さんで議論、情報共有した方がいいんじゃないですかっていうことです。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） はい。今のご意見をいただきながら、議会の議員の災害行動マニュアルについても、議運の中でも今ちょっと意見が出されておりますので、そういったことを議論する場を作っていきたいなと思っておりますので。今の段階は、そういった段階でございます。

○議長（古舘章秀君） 落合議員。

○16番（落合久三君） 一つだけ。今最後に松本議員も言ったんですが。この提案の法96条1項2号。（1）、（2）は、私もこれ説明を先ほど聞いて、国が各地方自治体に寄こすべきいろんな名目のお金。当然年度をまたいだりするのが結構あるのは、普段やっていて思うので、これはしようがないのかなと。

それから、（2）の解散欠員等によるっていうのも場合によっては、その選挙が3月にそういう事態が起きて4月、5月に選挙だっていうと、これも年度をまたがってしまうので。そういう意味で債務負担行為を含むという場合に、市長の専決っていうのは市長の政策判断によらない他の理由でそうせざるを得ないっていうのはね。私はこのとおりでいいのかなと思って聞いていました。

ただ最後の、先ほど田中議員も言ったこの（4）。災害時に被災した自治体に対する見舞金等を緊急に支援する緊急的な支援に関わる予算の補正っていうのはですね。これは、こういうふうに規定しないと、市長の専決処分として最初から規定しないと、できないっていう判断があって、こういう提案が当局からされたっていうのは、そこがちょっとこれ。それは違うんじゃないかなっていう素朴な疑問。こういうことを減らすために、通年議会を開催するっていうのが目的の一つなわけですよ。これ、こういうものをどんどんやっていると、似たようなものが追加されるとは単純には思わないんですが。こういう急に起きた災害に対する被災をした自治体に対する見舞い金は、これは通年議会やっているわけですから。当局の判断もしくは議長の判断で私はすぐ対応できるのではないのかと。これを入れると通年議会の趣旨にやっぱりちょっと違うんじゃないかっていう素朴な疑問も持つんですが。この点だけ。ちょっと当局がどういう意味でこれを追加したのかっていうのは、私はあまり重要性云々じゃなくてね。十分通年議会やる。やって、やろうとしているわけですから、対応できるんじゃないかっていうふうに素朴に思うんですが。そこの議論は議運ではどういうふうにされたかをお聞きます。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） もちろん今のようなご意見は出ました。やはり通年議会の目的に合致しないのではないかっていう議論を交わされてはおります。基本的にこの中身については先ほども説明いたしましたように、この

災害救助法に対しての見舞金は、額が決定しているっていうのはあれなんです。そういう額の中で収まっているし、こういった災害が起きたときに、指定がどんどん広がっていく可能性がある。その度にまたこういう会議っていうことよりも、迅速に市長の方が、専決処分した方がいいのではないかな。災害っていうことで、そういう意見の中で集約されていきました。はい。ですので、何か極端に金額が大きくなったとか、何だ、それについてそういうことじゃなくても、あらかじめ決まっていますので。200万円以内とか100万円以内で、迅速に対応できるのではないかな。そういうことで、一応これを了としたわけでございます。

○議長（古舘章秀君） よろしいですか。そのほかに。ございませんでしょうか。それではこの件につきましてはこれで終わります。次に協議事項の3。この件ですか。はい。竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） 確認をしたいのは、先ほど松本議員が提起をした、議会全体として情報認識を共有をするため一定期間必要じゃないですかと提起があったんですよね。それは、議運とすれば、やるということなんですか。それとも、この議論は今日終わって、このまま最終日に提案をしますよ。そこだけちょっと確認をさせてください。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） まず私の受け止めは、今日の提案に対しては最終日に出させていただく。それで、松本議員の先ほどの意見は、これとは別個に議論していかなければならないのかなって。その情報を共有するための専決処分に関する何なんですか。その理解度を深めるっていうふうなことで、それはそれでやるっていう二つに分けて考えて。これを含まないものとして、一応私は理解したわけなんです。それは議長とですね、これ。

○議長（古舘章秀君） 今、議運委員長の捉え方と松本議員との捉え方が若干説明の差がありますが。今後この松本議員の提案された件について、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが。この件はこのまま継続して、あるいは、この件はこの件として。あるいは、最後までに情報共有の機会を持つ、持つべきだろうかという部分を含めて、ご意見をいただきたいと思います。田中委員。

○20番（田中 尚君） 松本議員がですね、発言の中でも紹介しておりましたけれども。なぜ通年議会が話題になっているのか。もっと言えば、地方分権法が改正されて、国の方はやっぱりその議会機能のいわば強化。権能の強化を求めるための、いわば法改正がやられているという大きな流れがあります。一方では、執行部のですね。やっぱり巨大な権限といいますか、それをさらに広げるような改正も行われているんですね。それがさっきお話のあった、いわば議会の協議を抜きに、市長の判断でどんどんやれると。これに歯止めをかけようっていうそういう全体的な流れの中で、今議運が提起説明をしております。個々の内容。特に太字の部分。これが、我々が目指す議会改革。あるいは、議会の活性化ということで、議会の権能の強化との関わりの中で、齟齬が生じないのかっていうことを松本議員はね、おっしゃっているわけでありまして。

前提条件とすれば、なぜ議会改革を導入することになったのか。それはやっぱり議会をもう果敢に開くということで、それらも通年議会になったわけですから。いつでも開きっぱなしっていうことなので、あえて市長の専決を増やす。そういう状況がなくなっていますよと。それとの兼ね合いで今提案された内容について、どう議運の方では議論したのか。あるいは我々議員も、そういうそもそもの議会をちゃんとしっかり理解した上で、今日の橋本委員長の提案に臨んでいるのかっていうのは、松本議員の問題提起であります。これは非常に大事な受けとめだと私も思っております。そういった意味ではですね、この扱いをどうするのかっていうことでは、竹花議員がですね、改めてその確認を求めたと、そういう流れだろうと思っておりますので、そこは議長の議事進行も踏まえて、ひとつ適切な対応をお願いしたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 高橋議員。

○12番（高橋秀正君） いや、田中議員、松本議員のお話は分かるわけなんです。まず、最初に言っておきたいのは、いくら通年議会をやっていても招集するには、1週間なら1週間の期限がかかるということで、この専決処分を債務負担あるいは災害見舞金と、このものに限るということで。別案として考えるべきで、オッケーということで私は別に考えるべきだと。今回はこのまま、最終日に提案してよろしいかと思います。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） 議長。ちょっと補足的に申し上げたいんですけども。高橋議員の発言を無視するわけですけども。国がですね。地方制度調査会を通じてですね。やはりさっき言ったように議会の権限の強化ということの流れです。ただ、さっきも言いましたように、国がですね、出している。これは、それぞれの普通公共団体の長の判断でないものと大きくは三つですね。出しているんですね。

一つは、法律又はこれに基づく政令により地方公共団体に執行が義務づけられている義務事務であって、その執行について改めて団体としての判断の余地がなく、いわば機械的に行わなければならないもの。

それから、今の事務以外の事務であっても、法令によって長その他の執行機関の権限に属するとされているものや、事務の性質等から当然にその長その他の執行機関の権限に専ら属すると解されるもの。

あとは国の安全に関すること。こういう三つについてはですね。もうこれは専決対象ですよ。明確に示しているんですよ。それ以外はさっきの自治法の180条ですか。議会が委任するっていう部分を認めているんですよ。ちゃんと条例で明記してですね。範囲も含めてですね。認めてはいるんです。

ただ、さっきも言ったようにですね、今度のこのプラスアルファのものですね。含めて全体をやはりどういう流れの中であって、今我々が置かれているのかっていうことも。しっかりと理解しながらですね。そしてこの専決処分をどう扱っていくか。どう取り組んでいくか決めていくかっていうことですけども。そこをやっぱり共有しなきゃならないんじゃないですかってことなんです。それからでも遅くはないですよということですね。細かいことで、今高橋議員は一部だけ言いましたけれども。さっきどなたか言いましたけども、除雪費含むとか内規もそうですけども、そういったものがどんどん出てくればね、この専決処分が限りなく増えてくるんですよ。そうすると、トータルの予算の中で、執行をどうするかっていうことがですね。本当に我々がしっかりとチェックできるかっていうことが心配なんです。

さっきも言いましたようにね、専決処分の金額とかですね。契約の内容とか変更とか、そういったものを小刻みにやっていけば、もう間違いなく10倍。10倍というのは極端ですけども増えていってしまう。そうすると、トータルとして。予算執行ですよ。これをしっかりとチェックできているのかっていう事例もですね、ほかにあるようなんです。だからそういったものを踏まえて、もう少し我々は、通年議会という一つの変化の中にあるわけですけども。やるべきじゃないですか。限りなく皆さんが、私も含めてなんですけども、勉強不足なので。それからこの専決処分をどうするかっていうことを提案していく。決めていくっていうことがいいんじゃないですかという提案です。

○議長（古舘章秀君） 加藤議員。

○19番（加藤俊郎君） 何か通年会議を導入するに当たっての根本的な議論になってなっているんですが。その前にですね。最初にこの議案を提案するっていうことについて、去年の11月に了解事項だっていう説明がございました。それが、どういう了解だったのかどうか。どこまでがどうだったのかっていうのを、もう1回詳しく説明してから。うん。太字以外ですか。ああそう。失礼しました。太字の部分は議論していなくて、今度の提案に

なると。そういうことですか。分かりました。それで、最初に田中議員がお話した政策的な部分の議論はどこでするのかっていう話なんです。それで市当局が決めたのは、上限を決めたわけですが。常に上限額で災害見舞金として出すっていうことではないっていうことなんだろうと思います。そういった災害支援については、田中議員も指摘したように、お金だけではない支援の仕方がいろいろあると思うんですが。そういった、いわゆる政策的な定義をするっていう機会を、どこかでこれは設ける必要があるのかな。会議を持って。設ける必要があるのかなと思うんですが。そのことについての案が、議運の中で話されているのかどうか。その辺を担保できるのであれば、これは何ら問題がないと思うんですが。最初に田中議員が指摘した事項についての議論というのは。そういう回答ができていないものですから。その点はいかがなんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） その件についてのご質問に関しては、そこまではまだ協議には至っておりません。

○議長（古舘章秀君） 長門議員。

○14番（長門孝則君） この専決処分できるのは、私は二つあると思っているんですよ。地方自治法に規定がありますように軽微なもの、簡易なもの、一つはですね。それから政策判断の余地のないもの。この二つが、専決処分的前提になっていると。自治法の本質だと私は理解している。だから、文言の表現は判断を超える政策的なものを議論されていますけども、もうこの前提として政策判断の余地がないものに限るという、専決処分の対象はそうなっている。やっぱりそこを前提に考えてほしいのと、そういうふうに思っております。

そういうことで、これは9月議会の最終日に提案するということですので、もう少し議運で吟味し、その間にですね、議運でも少し吟味してみてもいいんじゃないかなと。今いろいろ意見が出ていますので。それを踏まえてちょっと吟味してみてもいいんじゃないかなと思っています。私は議運で議論をして、こういう改正案にしたので、私はこれはこれでいいと思っていますけども。ただ、まだまだ日数がありますので、皆さんの今のご意見を踏まえて、議運でもう1回吟味してみてもいいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。以上です。

○議長（古舘章秀君） 休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（古舘章秀君） 再開いたします。橋本議会運営委員長から、この件について答弁をしていただきます。

橋本議会運営委員長。

○9番（橋本久夫君） 今までの皆様のご意見をいただきまして、再度議運の中で、今の太字の部分とか追加があった部分については再度、議運の議論の中で議論させていただきまして、そしてまた皆様に提示させていただくような流れとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） ただいま議運の委員長から説明ありましたが、それでよろしいでしょうか。

田中議員。

○20番（田中 尚君） 例えば議運の委員長の方から補足説明が、答弁がございましたが、私はそもそもを考えたときにですよ。これ、今議会の内部の議論になっていますけども、市当局が提案する議案についても、我々が質問した内容に説明ができなかったら、本来議案としての前提条件欠いている。そう考えるべきだろうと私はそう思うんです。従いまして、本件に関しては太字部分、つまり簡単に言いますと、市長の専決としている事項としての委任事項ですよ。これを広げるっていうことが、本来の自治法改正の意図に反する懸念がありますよっていうことが私の意図した部分なんです。そこに照らして、橋本議運委員長は、かくかくしかじかの理由で、

そういう懸念は心配ございませんと。これが議運の総意でございますというような答弁にならなかったらですね、やはり本来は提案すべきではない。従って、今の議運の委員長の答弁踏まえて了といたしますので、補足的に私はそういったこともですね、指摘をさせていただきます。了解しました。

○議長（古舘章秀君） この件につきましては、議会運営委員会で再度協議し、その結果を改めて議員全員協議会で説明したいと思います。この件はこれで終わります。

○

協議事項（４） その他

○議長（古舘章秀君） 次にその他ですが、事務局より連絡があります。最初に議会運営委員会橋本委員長。

○９番（橋本久夫君） はい。それでは、その他でございます。まず、本会議への監査委員の出席及び監査意見書の概要報告についてご説明をしたいと思います。この件につきましては、前期（第４期・後期）からの申し送りとなっていた事項でございます。監査委員の本会議の出席状況について、県内14市の状況を確認したところ、出席をしていないのは宮古市のみでございました。また、7市においては、本会議で監査意見書の概要報告を行っておりました。平成30年4月末以降は監査委員の議会選出がなくなったことから、その取り扱いについて協議を行ってまいりました。協議の結果、9月定例会議初日に代表監査委員が本会議に出席し、会計管理者、上下水道部長の決算認定の提案説明の後、監査意見書の概要報告を行うこととなりました。

このことについて、以上、報告を終わります。

○議長（古舘章秀君） この件についてご質問があれば挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ないようですので、この件についてはこれで終わります。次に、事務局からお願いします。

菊地事務局長。

○事務局長（菊地俊二君） はい。それで事務局の方から2点ほど説明をさせていただきたいと思います。

1点目の資料をお配りしておりました。参考資料ということで、宮古市の単独要望の活動状況をお知らせしているものでございます。この件につきましては7月25日の市町村要望の説明の際、全協のときに、松本議員より、ご質問をいただいたものでございます。市長が要望しているようだけれども、どういう内容なのかという部分と、市町村要望とどうリンクしているのかというご質問がございまして、それについて議長の方が一つ引き取った形で後で要望事項について皆様にお知らせことになっていたのでございます。7月23日、24日に宮古市の単独要望ということで、議長も出席をしてございましたので、そのときの要望の相手方、それから、2ページ目にまいりまして要望内容。それから要望書の提出先ということで、このような形で要望活動を行っているという資料でございます。後でお目通しをいただければと思います。

それから、2点目でございますが、9月2日の中心市街地拠点施設の落成式典についてでございます。当日の服装でございますが、当日はクールビズではなくスーツにネクタイ着用でお願いしたいと思います。それから、移動についてでございますが、イーストピアの駐車場につきましては、一般来賓用ということになってございまして、総務課の方からもご案内を差し上げているかと思いますが、議員の皆様にはこの庁舎に車で来る場合、ここの庁舎に置いていただいて、ここからそれぞれバスで新庁舎の方までお送りするということにしたいと思っております。9時20分に本庁舎を出発する予定になってございますので、よろしくお願いいたします。

なお、直接歩いて、徒歩で行かれる場合につきましてはなんですが、クロスデッキについては10月1日から供用開始ということでございまして、9月2日の段階ではクロスデッキを通ることができません。徒歩で行く場合

には宮古高校側の方からお願いをしたいということでございました。それから式典終了、同じバスで祝賀会に出席しない方につきましては、ここまでお送りするという事になっております。それから、祝賀会の会費でございますが、祝賀会に出席する方につきましては、本日会券を配布してございます。これを当日忘れずにお持ちいただきたいと思います。なお、会券代金につきましては、9月の議員報酬から差し引くこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） この件についてご質問があれば挙手願います。

落合議員。

○16番（落合久三君） ちょっといいですか。単独要望活動のことで。単純なことです、聞きづらいことを二つ聞きます。

面会者に岩手県選出国會議員平野達男参議院議員、公明党、井上幹事長と縷々書いてありますが、岩手県選出の國會議員ってなればもっといると思うんですが、なぜこの人だけになったのか。要請はしたが、当日、日程が合わなくて、この人になったのかどうか。

それから、公明党の井上幹事長は与党だからなのかなと思うんですが。事務局長、議長に聞くのも、そこが決裁権持ってるわけでないのだから聞きづらいんですが。あえてこの点。

それから2ページ目ですね、中身の方で一つだけ。要望内容の三つ目。復興特区法。これ私も一般質問して、固定資産税が平成32年度まで3年間延長になっているんですが、あえてこの最後。継続及び拡大ってこう書いてあるんですが。中身を簡単にいいですから、分かれば教えてください。この二つ。

○議長（古舘章秀君） まず第一点目の國會議員の面会者についてでございますが、岩手県選出国會議員の事務所には全て行きました。しかし、國會議員がいなくて秘書対応のところは、ここに載っていないということでございますので、この辺はご了解いただきたいとこのように思います。

次の点については、事務局長からお願いします。

○事務局長（菊地俊二君） 申し訳ございません。要望書がちょっと手元にないものですから、内容につきましては、後でお知らせするという事でもよろしいでしょうか。はい。申し訳ございません。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） はい。私の要望に対応していただいたというのは、ありがたいことなんですが。私はこの一回限りのことではなくてですね、トータル的。どこまで遡るのかという話ですが。国に対して何を、国交省であれば仙台に行ったりしているんですが。道路関係だとかハード関係だというのが中心なのかもしれませんが、トータル的に今実現したものは別ですよ。要望して、何を要望してきているのかっていうのは、この一回の部分だけではないんです。この日だけの要望を知りたいということじゃないんです。どうなんですかね。みんな同じですか。ずっとここしばらくは。

○議長（古舘章秀君） はい。私はあのときに、この国っていうお話をしましたものですから、そのときの部分だと思ってこの部分を出しましたんですが。もし必要であれば、今後、その部分については、要望等については、皆さんの方から要望があるのであれば、こういった形の中で、国あるいは岩手県やそういったところの要望事項についてはお示ししたいと思います。

松本議員。

○17番（松本尚美君） あと、さっき落合議員もちょっと触れた部分なんですが、この中身ですよ。この項目だ

けを言っているわけじゃないと思うんですよ。この文字、中身がね。何なのっていうのがわからないんで。これはいっぱいあるかどうかですけども。よほど資料がね、いっぱいくつついているのかどうかかわからないんですけども。そこも併せて、議長に聞けばわかるのかな。これ、この項目だけじゃないでしょ。お願いします。

○議長（古舘章秀君） これは主な部分でございますので、もし必要であれば。はい。局長。

○事務局長（菊地俊二君） はい。当然これは項目だけなので、それぞれの要望事項については、項目と文章がついた要望書がございますので、その部分については当局の方から資料をいただいて、お配りするようにしたいと思います。

それからもう一点。市長の要望活動を1年間といいますますが、全体的にどうなのかというお話なのかなと思います。岩手県市長会でありますとか、東北市長会。それから例えば三陸沿岸の首長で行く場合等いろいろあるかと思いますが、その状況につきましては、ちょっと時間をいただいて当局の方から聞いて、内容についてはお知らせをするということにしたいと思いますので、ご了解をいただければと思います。

○議長（古舘章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美君） はい。わかりました。ちょっと確認したいんですけども、今回改めて思うのは、私も県要望に2回は参加しました。セレモニー的な部分もあるんですけども、県要望はそれぞれ所管のテーマによってですね。所管で揉んでですね。こういうやりとりをするんですが、国要望はそういったものが、実際事前に見えないんですね。道路関係であれば、所管委員会という話も聞いたこともないし。だから、こう何を要望しているのかっていうのは非常にわかんないんですよ。だから、ホームページに出ているのかというと、何か見つけれないんですけども。ない。だから、もうちょっと国への要望にしても、市長、副市長含めてレベルがあるのかもしれないですけども。そういった何を要望し、どこに応募しているのかなっていうのはですね、内容も含めてやっぱり私は知りたいんですけども。必要ないという人もいるかもしれないんで、希望者だけでもいいかなという思いもあるんですけども。どうですか。議長。

○議長（古舘章秀君） はい。この件については、基本的に先ほど局長がお話したように、内容等については当局の方からもう一度確認いたしまして、お示しをしたいとこのように思います。よろしいでしょうか。ほかになればこの件についてはこれで終わります。

そのほか皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○

○議長（古舘章秀君） ほかになければ、これをもって議員全員協へ協議会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前11時17分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀